

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和2年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A - B - C
観覧料の収納	1	0	1	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年5月10日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
美術館	(指導事項) 美術館観覧料の収入事務について、記載原因の発生の都度現金出納簿に記載すべきところ、遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	従前は現金を受領し調定決議書の決裁を受けた後に、出納員が現金出納簿に記載をしていたため、調定の決裁を受ける間の日数分の記載が遅延していたが、今後は現金の受払が発生した都度、担当者が現金出納簿に記載し、出納員と共有するよう周知徹底した。